

社会福祉法人 陽だまりの家

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽だまりの家の役員及び評議員等の報酬等について定めるものがある。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	11,137円	無償

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬は無報酬とする。但し、実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	無償	実費

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 専務理事が及び業務執行理事が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、管理者及び職員と兼務の場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める国内出張旅費規程に準ずるものとする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日改定

この規程は、平成31年4月1日改定

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (月額)	200,000 円	注) 1. 注) 2.
専務理事及び業務執行理事業務報酬等 (月額)	200,000 円	注) 1. 注) 2.
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000 円	注) 1. 注) 2.
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	10,000 円	注) 1. 注) 2.

注) 1. 管理者との兼務がある場合は、その2分の1とする。

注) 2. 職員との兼務がある場合は、またその2分の1とする。